

電子私書箱（仮称）による社会保障サービス等のIT化に関する検討会
（19年度 第2回）

日時：平成19年11月21日（水）9：00～11：00

場所：永田町合同庁舎 第1会議室

1. 開会
2. ヒアリング
3. 技術検討ワーキングについて
4. 検討課題について
5. 情報の提供及び活用に関する論点について
6. 議論
7. 閉会

（配付資料）

資料1：健康・医療サービスのIT化

マイクロソフト事例紹介（非公開） ※マイクロソフト（株）資料

資料2：アカウントアグリゲーションサービス

『Agurippa』についてのご説明 ※NTTコミュニケーションズ（株）資料

資料3：技術検討ワーキンググループ設置の提案 ※小松委員資料

資料4：電子私書箱（仮称）に関する検討課題

資料5：情報保有機関による電子私書箱（仮称）への情報の提供

資料6：電子私書箱（仮称）を用いた情報の自由な活用

1. 開会

2. ヒアリング

マイクロソフト株式会社より、資料1に基づき健康情報の収集・活用サービスである「HealthVault」について説明を行い、その後、委員より質疑を行った。

NTTコミュニケーションズ株式会社より、資料2に基づき金融情報の収集・活用サービスである「Agurippa」について説明を行い、その後、委員より質疑を行った。

3. 技術検討ワーキングについて

小松委員より、資料3に基づき技術検討ワーキング設置の提案を行った。本提案を受け、技術検討ワーキングの設置に向けた検討を行うこととなった。

4. 検討課題について

事務局より、資料4について説明した。

5. 情報の提供及び活用に関する論点について

事務局より、資料5及び資料6について説明した。

6. 議論

委員の主な発言は以下の通り

○情報提供にあたっては、そのままの情報を提供するのか、何かの付加価値をつけるのか、検討することが必要。

○電子私書箱へのアクセスは、パソコン以外の簡易なアクセス手段も検討すべき。

○レベルに応じた認証が必要。

○電子私書箱の情報提供については、電子私書箱に第三者性があるということは否定し難く、本人以外の者への提供に当たる可能性が相当程度あるという前提で「同意を得ておく」等の仕組みを検討する必要がある。その際、包括的・電子的に行うというのが一つの方法と考えられる。

○電子私書箱事業者は情報そのものを扱う専門事業者であるため、一般の個人情報取扱事業者よりも高いレベルでの義務について検討することが必要。

○例えば1枚のカードで複数のサービスを実施するような場合、電子私書箱の様なオンラインで情報を管理する仕組みがあると非常に便利である。カードに記載すべき情報を保管する場所がオンライン上に存在していれば、各サービス提供者側が都度利用者

からカードを回収しなくても、後から情報追加ができる。

- 電子私書箱が民間で実施できるかは、電子私書箱事業者に対して、どこまでの情報提供・利用が許されるかがポイントとなる。
- 個人情報保護法制では、個人情報はいくまで客観的・記述的概念であるが、プライバシー情報は主観的な要素が含まれるため、同じ情報でも人によってプライバシーのレベルが異なる。セキュリティレベルに応じた対策を講ずる際には、このプライバシーレベルを考慮する必要がある。
- 電子私書箱から第三者へ情報提供する際の本人同意の手段として、包括的同意の場合には、オプトアウトを認めるかという問題がある。全てオプトインとすると、サービス範囲が制限されてしまう可能性がある。本人同意の仕組みは「包括的同意」「個別同意」と「オプトイン」「オプトアウト」の組合せを考慮しながら検討する必要がある。

7. 閉会

以上